	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 （名称）： （連絡先）：
事故を認識した契機	（認識した契機）：
	（認識した年月日） 年　月　日　午前・午後　時頃
事故発生場所 ※住所は、都道府県から記載すること。	●（住所）：
	（具体的場所）：

☆当該機種・型式の製品に関する製造時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式の製品に関する輸入時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
☆当該機種・型式の製品に関する販売時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称（法人名／個人事業主名等）、所在地等	（名称）： （報告者の業種）1.製造事業者　2.輸入事業者（※） （届出の有無）　1.有　2.無 「1.有」の根拠となる法律名： 1.電気用品安全法（旧：電気用品取締法） 2.液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 3.ガス事業法 4.消費生活用製品安全法
	（所在地）： （電話番号）： （担当部署）： （担当部署電話番号）： ●（担当者役職）： ●（担当者氏名）： ●（電子メールアドレス）：
所属の業界団体名及び同所在地	（名称）：
	（所在地）： （電話番号）：
※　特定輸入事業者の場合、国内管理人の名称、所在地等	（名称）： （所在地）： （電話番号）： ●（担当者氏名）： ●（電子メールアドレス）：

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

様式第二を次のように改める。

様式第二（第四条関係）

（表　面）

第　　号

消費生活用製品安全法第41条第３項の規定による

立　入　検　査　証

写

押　出
スタンプ

真

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

消費者庁長官　　印

（裏　面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～11（略）

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二（略）

十三　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

附　則

この府令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。